



インターネットバンキングやATMで 源泉所得税が納付できます！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム（e-Tax）**を利用した電子納税ができます。

ご利用開始までの流れ

① 金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。

お取引の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、予め金融機関にご確認ください。

なお、インターネットバンキング等の契約をしていなくても、ペイジーマークの表示があるATMを利用して納税することができます。



② e-Tax の開始届出をオンラインで行います。

e-Tax をはじめてご利用になる場合は、e-Tax の開始届出を行ってください。

開始届出は e-Tax ホームページから行うことができ、その場合、利用者識別番号がオンラインで発行（通知）されます。

なお、開始届出を行う際には、電子納税の利用に必要な納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録を併せて行ってください。

※ 開始届出は「開始届出書」を所轄の税務署に書面で提出して行うこともできます。この場合、税務署から利用者識別番号等を記載した通知書が送付されます。



③ パソコンに e-Tax ソフトをインストールします。

e-Tax ソフト（e-Tax を利用するためのソフト）をインターネットに接続したパソコンにインストールし、初期登録を行います（「開始届出書」を書面で提出した場合には、初期登録の際に、電子納税に必要な納税用確認番号等を登録してください。）。

これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は、裏面をご覧ください。

※ e-Tax ソフトは、e-Tax ホームページからダウンロードしてください。

初期登録の手順については、e-Tax ホームページをご覧ください。



④ 電子証明書を登録します。

(e-Tax を源泉所得税などの「電子納税」に限り利用する場合は不要です。)

○ 電子証明書を登録することにより、所得税、法人税、消費税及び地方消費税などの電子申告や各種申請・届出の電子提出についてもご利用いただけます。

○ 電子証明書は、地方公共団体、法務省又は民間の認証局等が発行します。e-Tax で使用可能な電子証明書については、e-Tax ホームページをご覧ください。

なお、電子証明書の具体的な取得方法及び費用については、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

※ IC カードタイプの電子証明書をご利用になる場合は、IC カードリーダーが必要になります。



詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

☆☆ 電子納税のしかた（源泉所得税） ☆☆

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（裏面をご覧ください。）の後、電子納税が可能となります。

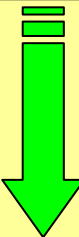
インターネットバンキングやA T Mを利用した源泉所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

e-Tax ソフト等を利用して徴収高計算書データを作成します。

開始届出書を提出し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxにログインし、作成した徴収高計算書データを送信します。

※ 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。



【お知らせ】
 給与所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の用紙につきましては、原則として、年末調整の時期に合わせて、源泉徴収義務者の皆様に税務署から送付させていただきます。
 e-Tax を利用することにより納付書が不要となる方につきましては、e-Tax により納付書データを作成する際に、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択した上で、徴収高計算書データを送信していただくことにより、税務署からの納付書の送付を省略させていただきます。

2. 納付区分番号等の確認

e-Taxソフトのメッセージボックスから「納付区分番号通知確認（受信通知）」の表示を行います。

画面の「インターネットバンキング」のボタンをクリックし、画面の案内に従い、お取引の金融機関を選択します。

なお、A T Mを利用して納税する場合には、画面に表示された「収納機関番号」及び「納付区分」をお控えの上、（ペイジー）マークの表示があるA T Mで納税してください。



3. 金融機関への納付指図

インターネットバンキングのシステムにログインすると、払込情報が画面に表示されます。払込情報を確認し、払込を実行することにより、利用者の指定口座から払込金額が払い込まれ、電子納税が完了します。

※ 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、電子納税を期限後に行ったときは、期限後納付となりますのでご注意ください。

(注) 金融機関によって画面は異なります。

○電子納税の新たな方式「ダイレクト納付」のお知らせ（平成 21 年 9 月導入予定）

「ダイレクト納付」とは、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Tax を利用して電子申告や徴収高計算書の送信をした後に、届出した預貯金口座からワンクリックで、即時又は指定した期日に納付することができるという新たな納付手段です（ダイレクト納付の利用に際しては、インターネットバンキング等の契約は必要ありません。）。